

水循環基本計画の一部見直しについて

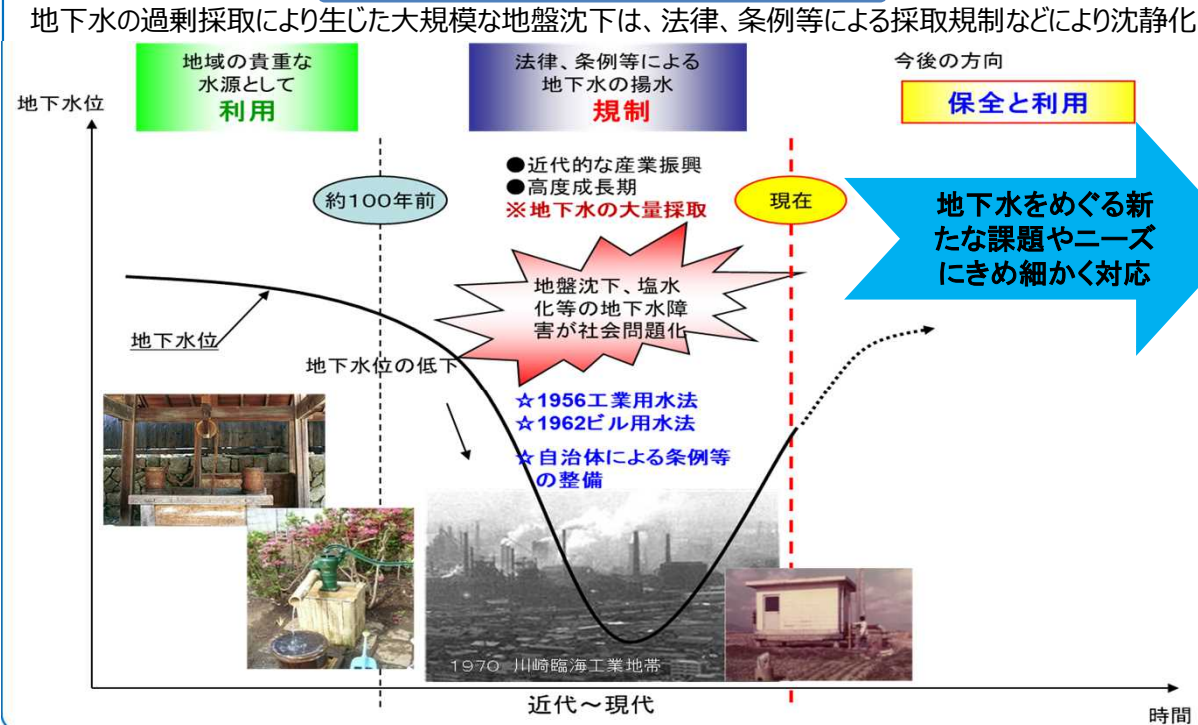
内閣官房 水循環政策本部事務局
令和4年9月



水循環ロゴマーク

背景（水循環基本法の改正）

地下水問題の経緯



地下水をめぐる新たな動向

依然として続く課題

広域的な地盤沈下や地下水の枯渇等は沈静化してきたものの、依然として、過剰な地下水利用や地下水汚染など地下水に係る課題は発生



湧水の干上がり 出典) 大野市

地下水(観光地、特産品)の維持・復活

湧水を観光資源としている地域における地下水の維持・復活



「秦野名水」のボトルウォーター、ロゴ、店舗での掲示

出典：一般社団法人大野市観光協会HP

地方公共団体が抱える課題

1. 制限を新設・強化しようとする際に根拠となる地下水の挙動の解明や水収支等の把握が難しい
2. 合意形成のための地下水に関する協議会の設置や条例の制定・改正等の取組を進める意向はあっても、情報・ノウハウがなく、地域での合意形成やルールづくりが進まない

<改正のポイント>

○責務に関する規定の整備

国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれること及び事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることを明確化。

○基本的施策に「地下水の適正な保全及び利用」に関する規定の追加

地下水マネジメント（※）を推進するため、国及び地方公共団体は、以下①～③その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加。

- ① 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管
- ② 地下水の保全及び利用に関する協議会の設置
- ③ 地下水の採取の制限

改正法の衆参国土交通委員会の審議過程において、以下の内容を含む決議が付された。
法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

（※）地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組

水循環基本計画の一部見直しについて（ポイント・概要）

見直しのポイント

- ❑ 改正は、現行の計画期間内（R2～R6）での一部改正。
- ❑ 令和3年6月の水循環基本法改正の趣旨に沿い、現行の計画に記載されている地下水に関する事項の項目を立てて位置付け、地下水に関する総合的な計画として提示。
- ❑ 現行計画の策定後に進んだ取組についても記載。

見直しの概要

総論及び第1部（基本的な方針）

- ・ 関係箇所¹に地下水に関する記述を追加・修正
- ・ 地下水マネジメントをより推進するため、「地下水の適正な保全及び利用」を流域マネジメントの一環として重点的に取り組む内容に位置付け。

第2部（政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）

- ・ 「地下水の適正な保全及び利用」の項目を新設
- ・ 法律の条文に沿って施策を記載

「地下水の適正な保全及び利用」の構成

- 総論 → 地下水マネジメント推進プラットフォームの設立等
(1) 地下水に関する情報の収集、整理分析、公表及び保存
→ 地下水データベースの構築等
(2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
(3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

第3部（水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項）

- ・ 法改正を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する記述を追加・修正

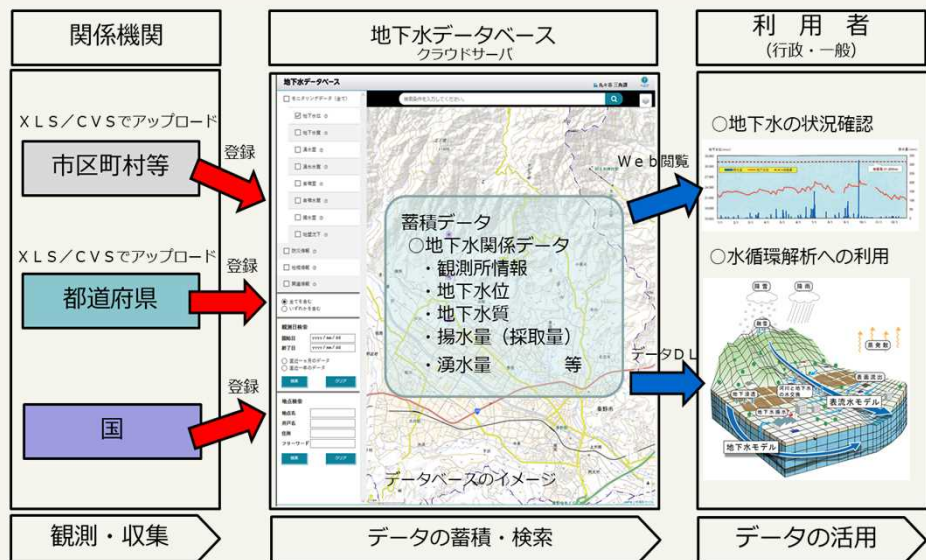
現行計画の策定後に取組が進んだ内容（再生可能エネルギー・流域治水）

- ・ 前回の水循環基本計画の改定以降に進んだ以下の取組について記述を追加・修正
 1. 「2050年カーボンニュートラル」を踏まえた、水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進
 2. 流域治水関連法の全面施行（令和3年11月）を踏まえた取組推進

水循環基本計画の一部見直しの主な内容

1. 地下水マネジメントを一層推進するための主な取組（今回新たに計画に盛り込んだもの）

地下水データベースの構築・普及・活用



それぞれの地域における地下水の現況や課題の把握を支援し、地域における地下水マネジメントへの取組を促す。

地下水マネジメント推進プラットフォームの設立・運用



地域の課題に対応した条例づくりや地下水の解析などに取り組もうとする全国の地方公共団体を支援する。

- 「災害時地下水利用システム」の活用等による地下水の実態解明に関する調査研究の推進
- 地下水協議会の運営にあたっての土地利用等の関係者との相互連携
- 条例作成に関する有効な情報の提供
- 地下水に関する広報・普及啓発
- 硝酸性窒素等による地下水汚染が発生した地域における窒素負荷軽減のための取組の推進
- 脱炭素に資する地中熱利用（地下水熱利用）の推進 等

- ◎水循環基本法の一部改正案に対する決議（※）
 - 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進すること
 - 地方公共団体の条例策定等に関し必要な助言等の支援を行うこと
- （※）関連する箇所の概要

2. 取組が進み見直した主な内容

- <水循環施策における再生可能エネルギーの導入促進>
- 「地球温暖化対策計画」等を踏まえ、水循環に関連する様々な再生可能エネルギーの導入を推進
- <流域治水>
- 令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の趣旨や、流域治水が水循環政策の一部を構成するものであることを踏まえ、記載を適正化